

# 令和 8 年度 東海村社会福祉協議会事業計画

## 第 5 次東海村地域福祉活動計画 4 年目

## 第 4 次東海村社会福祉協議会発展・強化計画 4 年目

### 運 営 方 針

令和 8 年度は、本会が昭和 31 年に任意社会福祉協議会として発足してから 70 周年の節目を迎えます。当時の社会情勢は、高度経済成長期の真っ只中であり、そこからバブル経済を経て、その崩壊後の低成長時代へと目まぐるしく変貌していきました。それに合わせるように、福祉に関連する法や制度、政策においても児童福祉、障害福祉、高齢福祉といった大きな流れが生じるなかで、本会は、地域福祉の最前線に立ち、その時代の潮流に乗りながら、地域住民や行政、民生委員・児童委員、社会福祉法人、保健・医療・教育などの関係機関との連携・協力のもと福祉のまちづくりを進めてきました。

近年、本会が直面している課題は多岐にわたっており、高齢化や核家族化、単身世帯の増加により、福祉ニーズが増大し多様化しています。特にコロナ禍を経て、経済的困窮、社会的孤立、ひきこもり、子育ての孤立化など課題が顕在化しています。

本会としては、これらの課題に対し、地域住民や関係機関との連携強化を図りながら、新たな資源開発やシステム構築、柔軟かつ先駆的な事業展開を通して対応しているところです。引き続き、生活困窮者支援や制度の狭間にある福祉課題の解消に向けた取組みと、小地域での支え合い活動や見守り、ボランティア活動の推進など一層の強化を図りながら地域共生社会の実現を目指していきます。

また、今年度は、第 5 次東海村地域福祉活動計画並びに第 4 次東海村社会福祉協議会発展・強化計画の 4 年目となります。昨年までに取り組んできた事業の活動成果や現状及び課題について適切に評価し、中間見直しを実施しておりますので、改めて単年度目標の推進方法を明確化しながら、重点施策及び実施計画における計画終了時の目標達成に向けて必要な取組みを着実に実施してまいります。

さらに、両計画ともに次期計画策定を見据えた準備期間として位置付けたうえで、新たな福祉課題についても整理・分析し、次期計画にしっかりと反映できるよう計画的に進めていきます。

### 重 点 目 標

#### 1. 第 5 次東海村地域福祉活動計画

##### (1) 地域づくりと地域福祉人材マッチングの促進

地域づくりの推進にあたっては、地域に住む様々な住民(個人・団体)が、世代や領域を超えて交流し、つながりあえる場や機会の創出を目指してまいります。

村内全域や自治会単位などの各生活圏域において、既存の地域活動や地域資源同士の連携促進を図りつつ、地域にまだない資源については新たに開発を行いながら、参画の場・機会をコーディネートします。特に、様々な地域活動を行う主体が参画できるプラットフォームの形成にあたっては、重層的支援体制整備事業の一環として進めている興味・関心ごとからつながる関係性づくり「東海村 find」を起点に、世代や属性を越えた通いの場の実現に向けて、提案や取り組みを行ってまいります。

また、情報発信・コーディネート等の強化に向け、社協組織内の情報管理ツールの

整備によるマッチングの円滑化や、「まるっとナビ」等の情報閲覧ツールの有効活用を通じて、様々な地域資源が地域活動と繋がるよう調整を図ります。

## **(2) 参加支援の協働と場の拡充**

参加支援では、支え手と受け手に分かれず誰もが役割を持ち、協働して参加できる機会づくりと福祉人材の発掘・育成による多様な社会参加や参加の機会（場）を生み出すために、地域住民や関係機関と連携した取組みを行います。

令和8年度は、住民と専門職が協働し、多様な社会参加に対する理解を広めるとともに、利用者などのニーズを踏まえた丁寧なマッチングとフォローアップを行います。

また、参加の場に定着できるよう支援を継続し、ニーズに応じて必要な福祉サービスや支援メニューを充実させます。

若者や働いている世代を中心に、すきま時間を利用し活動するためのマッチングや、育成を目的としたボランティア・市民活動の講座などを実施します。

## **(3) 誰ひとり取りこぼさない相談支援とアウトリーチ**

包括的な支援体制の整備を目指し、重層的支援体制整備事業を活用して取り組んできた取組みも5年目となります。昨年度は、3年間の取組みを報告書にまとめ、多くの住民の皆さまや専門職等の参加を得て報告会を開催しました。報告書から見えてきた効果や課題をもとに、さらなる取組みを推進していきます。

また、とうかいライフ・エンディングサポート事業も3年目を迎え、徐々に契約者や相談も増えつつあります。また令和6年度に開始した「金銭管理・生活支援サービス“あんしんめいと”」では、身元保証機能までは果たせないものの低所得者層に対する金銭管理等を担うことができるようになるなど、取りこぼさない支援に向けて拡充を図っています。今年度は、とりわけ社協や専門職だけではなく、多くの住民の参画を得て幅広い世代に対する権利擁護を推進していきます。

## **2. 第4次東海村社会福祉協議会発展・強化計画**

### **(1) 法人財源強化に向けた新たな基金設置と寄付受入の仕組み**

令和8年度は、本会のミッションを示すとともに、どのような社会課題解決に取り組んできたのかについて、実績を踏まえた住民向けの広報を行います（SNSや社協広報紙等による周知）。また、東海村で活動しているボランティア団体等への助成金の全体像を把握し、必要な団体に必要な資金が届くよう、制度の周知を充実させます。

さらに、総合福祉センターの拡充に必要な備品や設備を確定し、予算やスケジュールを再確認することで、福祉拠点機能の充実と事業運営の効率化を図ります。

これらの取組により、財源確保の仕組みを着実に定着させ、新たな収入源の拡充を進め、経営基盤を強化します。

### **(2) 長期的視点に立った人材の育成**

令和8年度は、「人材育成基本方針（第2次改定）」を職員に周知し、掲げられた

各施策に基づき取り組みます。OFF-JTの内容をさらに充実させるとともに、階層別研修では職員の在職年数や職位、個人の特性に応じた研修を受講させ、職員の長期的な成長を促進します。また、長期的な組織運営方針や人事管理方針と職員のキャリア形成の意向を踏まえて、組織的・計画的な人材育成の仕組みの導入についても検討します。

令和8年度から導入予定の「人材育成面談」については、運用方法の定着とキャリア形成につながる仕組みづくりを進めます。

# 【第5次東海村地域福祉活動計画 実施計画】

## 1. 全ての住民が役割を持ち輝ける地域づくりの推進

(1) 社協が持つコーディネート機能を発揮し、地縁に基づく住民活動をはじめ、企業や福祉施設など地域で活躍する多様な方々が、分野・領域を越え、一体となれる地域を目指します。

### 事業 No.1 地区社会福祉協議会協働事業

事業概要	各小学校区を活動エリアとする地縁に基づくボランティア組織である6つの地区社協と協働し、住民主体による助け合いの地域づくりを推進しています。職員の地区支援担当制の下、行政と連携した財政的支援や運営支援、活動者の困りごとなどへの相談対応や連絡調整・地区社協同士の情報交換支援や、活動に役立つ情報提供などを行っています。
令和8年度目標	設立から20年(2027年度)となり、組織体制見直しや地区社協活動支援制度を検討します。
令和8年度推進方法	ふれあい協力員や関係者を交えたワーキングチームを組織し、見直しに向け検証を行います。

### 事業 No.2 有償サービス事業

事業概要	村内の住民が協力員として登録し、公共交通機関の利用が困難な方への移送サービス(はーとろーど)、一人暮らしの高齢者または障がい者などへの家事援助や施設での傾聴・見守り活動(はーとふる)、生後3~4ヶ月(首が座ってから)から小学校6年生までの児童のお預かりサービス(すくすく)を有償で実施しています。
令和8年度目標	「地域人材検索システム」の有償サービス依頼調整における試験的な運用を開始します。
令和8年度推進方法	「地域人材検索システム」の有償サービス依頼調整への発展的な活用方法を検討します。

### 事業 No.3 生活困窮者等地域づくり事業

事業概要	世代や領域（障害や高齢，児童，生活困窮など）を越えて交流し，つながりあえる場（プラットフォーム）づくりを推進していく事業です。プラットフォームは“支える側”“支えられる側”という区別をせず，すべての住民が地域活動の主役として参画できる場であり，各地域にプラットフォームのような地域の居場所が根付くよう支援します。また，福祉教育による住民の意識醸成を通じ，差別や偏見のない，誰も排除しない地域づくりを目指していきます。
令和 8 年度目標	プラットフォームに関心のある人材を発掘し，主体的な参加のあり方を探る取り組みを実施します。
令和 8 年度推進方法	プラットフォームづくりに興味・関心がある人を集め，協議しながら試行的に実施します。

### 事業 No.4 フードドライブ推進事業

事業概要	児童扶養手当を受給している世帯や，生活福祉資金特例貸付等，経済的に困難を抱える世帯の方に対して「食」を通じた支援を行っています。もぐもぐお届け便（寄付でいただいた野菜や食料品を届ける事業），フードパントリー，法外援護による食糧支援などの複数の事業を実施し，対象世帯の支援と寄付者とのつながりづくりを行います。
令和 8 年度目標	関係機関に関する情報提供を行い，利用者が自ら相談できる環境を整備します。
令和 8 年度推進方法	利用者の聞き取りから，関係機関につながるきっかけ作りを行い，世帯支援につなげます。

**（2）様々な世代や関係機関（企業等）が領域を超えて交流できる居場所づくりを充実させ，子どもから大人まで誰もがつながりを持てるような地域を目指します。**

### 事業 No.5 ふれあい活動推進事業

事業概要	各地区社協や地区社協地域部会が主体となり，地域で暮らす高齢者等を対象に，コミセンや集会所を会場として，手作りの食事や交流を楽しむ「食事会」や「居場所づくり」等の事業を定期的に開催できるよう支援しています。地区社協活動者が無理なく活動を継続できるよう，側面的な支援や訪問による地域課題の把握，関係機関との連絡調整などを行っています。
令和 8 年度目標	活動に参加できない方とのつながりを持ち続けられるように情報の提供・発信を行います。
令和 8 年度推進方法	特定の対象者に向けた情報誌の発行等，活動への参加が難しい方にも情報発信を行います。

### 事業 No.6 ふれあい・いきいきサロン事業

事業概要	ふれあい・いきいきサロンは、誰もが身近な場所で気軽に参加でき、地域交流・仲間づくりを行う場所です。村社協はサロンの運営や新規立ち上げに関する相談、サロン活動に役立つ研修会やサロン団体同士のつながりを深める交流会の企画、サロン情報紙や SNS などさまざまな媒体を利用した情報発信など、円滑にサロン活動が行えるように側面的な支援を行っています。
令和 8 年度目標	サロン活動に有益な情報を発信して、サロン活動の拡大・発展を促します。
令和 8 年度推進方法	サロン情報紙や SNS 等を活用しながら、サロン情報に拘らない市民活動情報を発信します。

### 事業 No.7 地域子育てサポート拠点

事業概要	子育て支援における地域交流や相談の拠点として、乳幼児・児童を中心に成長に合わせた健全な遊びを促進し、当事者同士が互いに交流できるよう支援します。また、日頃の活動の中で、地域ボランティア、学生ボランティアと協働し、特色を活かした活動を促すことにより、養育者が地域とつながりを感じながら子育てを楽しめる事業を開催します。
令和 8 年度目標	関係機関と連携を深め、児童センター・地域双方での事業を協働で開催していきます。
令和 8 年度推進方法	子育てサロンや子育て支援センター等に働きかけ、互いの拠点での活動を調整します。

**(3) 地域住民一人ひとりが役割を持ち、地域活動の主角として活動できるよう、社会資源を生かした多世代型の「福祉共育」を進めていき、地域づくりへの参加を推進します。**

### 事業 No.8 福祉教育推進事業

事業概要	自治会や地区社協、村内小・中学校への「福祉体験出前講座」や「ふれあい福祉まつり」など、さまざまな住民との協働による事業を通じて、全世代型福祉教育を推進しています。また、それぞれの年齢層や興味関心度に沿った福祉教育の題材を提供していくことで、住民同士が共に支え合う福祉の心を育むための啓発を行っています。
令和 8 年度目標	世代別の福祉教育を体系化し、効果的なアプローチ方法を検討します。
令和 8 年度推進方法	世代別福祉教育を整理し、年齢層や興味関心に沿った福祉教育を提供します。

#### 事業 No.9 赤い羽根共同募金事業

事業概要	<p>毎年、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金を実施しています。この募金は、事前に使いみちや助成額、目標額を定め、計画的に行われる募金です。</p> <p>募金による助成には、市町村での活動を応援する助成と、市町村を越えた範囲での活動や先駆的な活動を応援する広域助成があります。</p>
令和 8 年度目標	開始 5 年間の助成審査会の振り返りを行い、助成機能の充実化を図ります。
令和 8 年度推進方法	助成審査会の審査委員とともに、助成方法について評価し、見直しをしていきます。

(4) 情報収集・発信機能を発揮し、社協のみでなく、他の機関が持つ地域のあらゆる社会資源の情報を共有していきます。併せて地域の様々な声(ニーズ)を汲み取り、村全域や地域単位において、活動とニーズがつながりやすい地域づくりを推進します。

#### 事業 No.10 ボランティア・市民活動センター事業

事業概要	<p>村内にある地域団体や福祉施設・企業・NPO 法人など、住民や地域をつなげるあらゆる社会資源の情報を収集し、個人や地域の課題や要望に合わせたボランティアコーディネートその他、地域ボランティアの相談窓口として、地域や世帯・個人などの生活ニーズの把握を行います。</p> <p>また、助成情報の収集・提供を行い、各団体などの活動を支援します。</p>
令和 8 年度目標	「地域人材検索システム」を社協内でボランティア調整を行う仕組みとして運用開始します。
令和 8 年度推進方法	スマホサポートボランティア等の人材を活用しながら、住民に対する周知活動を行います。

#### 事業 No.11 地域支え合い体制整備事業

事業概要	<p>地域にあるさまざまな資源をつなぎ、複雑多様化する地域課題に対応できる体制を整備していく事業です。調整役を担う「支え合いコーディネーター」を村圏域に配置し、サービスの担い手同士が集う協議体を圏域ごとに開催しながら、新たな地域資源開発の実現、担い手同士のネットワーク構築などについて協議・検討を行い、地域住民と専門職の連携による支え合いの仕組みを築きます。</p>
令和 8 年度目標	「地域人材検索システム」の検証を進め、個人ボラや有償サービス等での活用を模索します。
令和 8 年度推進方法	試行的運用を続けながら検証を進め、人材検索やマッチング方法等の活用を検証します。

## 2. 誰もが地域の中で生きがいを実感できる社会参加の機会と場の充実

(1) 今ある制度では対応が難しい状況にある人達が、地域とのつながりを通して明るい未来を思い描けるような社会参加の機会の創出に取り組んでいきます。

### 事業 No.12 参加支援事業

事業概要	ひきこもり者等個別性の高いニーズを持つ人の想いやその世帯が抱える課題を踏まえて、社会とのつながりをつくるための支援を行います。社会参加の場の土台となる地域のあらゆる社会資源を活用し、利用者のニーズに沿って多様な支援メニューを開発し支援プランを作成します。また、受入先等への訪問などを行い、対象者が新たな環境で居場所を見いだすためのフォローアップや伴走支援を行うサポーターの養成をしていきます。
令和8年度目標	伴走支援サポーターと専門職が協働し、定着支援とフォローアップを行います。
令和8年度推進方法	利用者の希望に沿って支援を進められるようフォローアップを行います。

### 事業 No.13 学習支援事業

事業概要	生活保護世帯や生活困窮世帯に属する児童・生徒などを対象に、学校等と相互連携を図りながら、学習の学び直しの機会や食事・居場所の提供を行う場として、週1回の拠点型による学習支援事業を実施しています。利用者の調整やアセスメントを行うため、学習支援員を配置し、学習支援員と協働して養育者や世帯が抱える生活課題にアプローチするファミリーソーシャルワークを実践しています。
令和8年度目標	利用者が、高校等を卒業した後も地域とつながれるよう、きっかけ作りをします。
令和8年度推進方法	利用者・世帯との継続的な関わりの中で、地域活動への参加を促します。

(2) ありのままの個性が尊重され、誰もが自分らしく社会生活ができるよう、地域住民や関係機関と連携しながら福祉サービスの充実を図ります。

### 事業 No.14 児童発達支援事業

事業概要	児童福祉法に基づき、発達に課題のある就学前の児童に対し、早期療育を行う通所事業所です。日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、遊びや学びの場を提供したりといった児童への支援を行っています。令和4年度からは週5日開所し、母子通所に加え、母子分離支援も取り入れ、児童の就園に向けた身辺自立と保護者の負担軽減も図っています。
令和8年度目標	新たな支援メニューの検討を行います。
令和8年度推進方法	保護者に向けたアンケート等を実施し、ニーズを調査します。

## 事業 No.15 生活介護事業

事業概要	障害者総合支援法に基づき、常に介護が必要な在宅の障がい者に、入浴・排せつ・食事などの身体介護や専門職によるリハビリテーション・レクリエーション・創作的活動または生産的活動など各種サービスを提供することにより、地域で日常生活または社会生活を営むことが出来るよう支援します。
令和 8 年度目標	利用者が生きがいを感じて取り組める活動を通じて、地域社会とのつながりを深めます。
令和 8 年度推進方法	地域住民と関わる機会を徐々に増やしながら、地域との関係性づくりを支援します。

### (3) 支え手と受け手に分かれず、誰もが地域の中で役割を持って共に助け合う参加支援の場づくりと人材発掘・育成に取り組んでいきます。

## 事業 No.16 福祉活動者人材発掘・育成事業

事業概要	ボランティア活動に興味のある方がボランティア活動や地域活動をするきっかけとなるよう、ボランティア団体や地域団体、村内企業などと協働し、人材育成・発掘を目的とした体験や啓発を行います。また、福祉ニーズに合わせ、新たな活動者や団体の育成を目的とした各種ボランティア養成講座や「ふれあい福祉まつり」などの事業を開催します。
令和 8 年度目標	ボランティアから活動に対するニーズを収集し、活動が継続できるよう支援します。
令和 8 年度推進方法	活動に対する希望や改善等をアンケートで聞き取り、活動機会の拡充を図ります。

## 事業 No.17 情報保証サービス事業

事業概要	村内の視覚障がい者や目が見えにくい方を対象に、「広報とうかい」や「社協だより」などの点字・録音サービスを実施しています。また、視覚障がい者や目が見えにくい方、聴覚障がい者や、何らかの身体上の障がいにより、情報を得にくい方に対して、広報以外の冊子（取扱い説明書や小説など）の点字・録音サービスやパソコンやスマートフォンなどのデジタル機器を使用した情報提供サービスも実施しています。
令和 8 年度目標	さまざまなデジタル機器に対応した支援ができるボランティアを育成します。
令和 8 年度推進方法	デジタル機器の使い方の支援に関するボランティアを養成するための講座を実施します。

### 3.多様な地域生活課題に応える包括的な相談支援とアウトリーチの推進

- (1) どんな困りごとでも取りこぼさず受け止める姿勢を持ち、多機関と連携・協働し解決に向けた支援を行うとともに、村全体で関わり続ける仕組みを構築します。

#### 事業 No.18 多機関協働事業

事業概要	あらゆる生活上での心配ごとや困りごとについて相談に応じます。複雑化・複合化した支援ニーズのある方(世帯)に対しては、配置する相談支援包括化推進員が中心となり、支援機関の抱える課題の把握、支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、全体の調整を行います。社会情勢の変化に合わせて地域生活課題や個別ニーズをアセスメントし、社会資源の開発を検討します。
令和8年度目標	村内支援機関や専門職、地域住民へ重層的支援会議の啓発をします。
令和8年度推進方法	重層的支援会議のケースによって参加者の検討、調整を行います。

#### 事業 No.19 生活資金自立相談支援事業

事業概要	複雑化・複合化した課題を抱えている個人・世帯に対して、家計状況や滞納状況などの生活課題に応じ、小口資金貸付事業や生活福祉資金貸付事業、家計管理などの生活再建に向けた家計相談支援事業、生活困窮者の早期発見、生活困窮者自立支援事業へのつなぎ等を行う福祉事務所未設置町村相談事業を実施していきます。実施にあたり、対象者との信頼関係構築を図り、必要に応じて関係機関や他制度を活用しながら包括的な支援を行います。
令和8年度目標	家計相談支援事業の効果測定を行います。
令和8年度推進方法	ケース記録の確認や支援員からの聞き取りにより、効果測定を行います。

**(2) 住民等による気づきの視点や専門職の発見力を活かし、本人の気持ちに寄り添ったアウトリーチを拡充します。**

事業 No.20 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業概要	要保護児童対策地域協議会等や行政等との連携を通じて、地域生活課題にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える方を把握します。また、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方や、支援につながることに拒否的な方へ支援を届けるために、相談者と信頼関係の構築に向けて働きかけながらプランを作成します。
令和8年度目標	誰一人取りこぼさないように地域住民や関係機関の発見力を強化します。
令和8年度推進方法	研修会や学習会を開催し、地域住民や関係機関の気づきの視点を養成します。

事業 No.21 デマンド交通運営事業

※令和7年度から(一社)東海駅構内ハイヤー協会へ事業移管したため、本計画から削除し、以降の事業番号を繰り上げて整理しています。

事業 No.21 きれい！スッキリ！年末ごみ出しお助け隊

事業概要	歳末たすけあい事業の一環として、粗大ごみなどの搬出が困難なひとり暮らしの高齢者世帯や、高齢者のみの世帯にごみ回収業者と職員が自宅を訪問して、粗大ごみなどの回収を行っています。また、訪問時に対象者への聞き取り調査を行い、生活課題を把握した際は、関係機関と連携し解決に向けて支援を行っています。
令和8年度目標	ヒアリング調査票を分析し、時勢に合わせたニーズを把握し、アウトリーチの視点を強化します。
令和8年度推進方法	ヒアリング調査票をごみ出しに限らない生活課題を把握できる内容に更新します。

**(3) 専門性の高いチームアプローチによる相談支援体制を強化するとともに、本人を取り巻く家族や地域と連携・協働した伴走支援を展開します。**

事業 No.22 子育て支援事業

事業概要	親子が楽しく遊べる場を提供するとともに、季節や年齢に合わせた「リズム遊び」「制作」「イベント」や「読み聞かせ」、小学生を対象とした「講座」などを行っています。また、子育ての不安や悩みを抱える養育者に対して、主任児童委員、子育て支援コーディネーター、関係機関などの協力を得ながら、個別の相談に応じています。
令和8年度目標	職員のスキルアップと関係機関との連携を強化します。
令和8年度推進方法	地域の子育て支援拠点として、関係機関と連携をとりながら支援をし、より質を高めます。

#### 事業 No.23 計画相談支援・障害児相談支援事業

事業概要	児童福祉法及び障害者総合支援法に基づき、障がい児・障害者の抱える悩みや相談に応じ、可能な限り住み慣れた地域での生活や社会生活を営むための支援を受けられるようにサービス利用計画を作成します。
令和8年度目標	東海村相談支援専門員等連絡会を活用し、情報共有を行います。
令和8年度推進方法	モニタリングの考察をもとに東海村相談支援専門員等連絡会などを活用し事例検討をします。

#### 事業 No.24 居宅介護支援事業

事業概要	介護保険制度において、介護を必要とする方が在宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望に沿ってケアプランを作成します。また、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所と連携・調整を行います。
令和8年度目標	地域生活課題を把握し、課題の発見、介護や生活環境等の改善に向けた働きかけをします。
令和8年度推進方法	ケースを通じて、利用者や地域課題を主任介護支援専門員協議会等で提言や改善を行います。

- (4) すべてのライフステージにおいて、その人らしい終(しま)いを迎える日まで、住み慣れた地域で生活できるよう、住民とともにあらゆる世代の権利擁護を推進します。

#### 事業 No.25 地域生活安心サポート事業

事業概要	認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力に課題があり、親族からの支援を得られない方が、地域で安心した生活を送れるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用してサポートしています。さらに、令和7年10月から金銭管理・生活支援サービスあんしんめいとを開始し、判断能力はあるが身寄りがいない等で支援が得られない方の金銭管理や福祉サービスの利用支援を行っています。各事業の相談・啓発活動を行い、事業・制度の理解や利用促進を図ります。
令和8年度目標	住民や関係機関へ好事例を共有し、事業や制度へつなぐ意識を醸成します。
令和8年度推進方法	地区社協や福祉施設等に出向き、事例を活用しながら気づきの視点を養成します。

事業 No.26 とうかい・ライフエンディングサポート事業

事業概要	東海村内に居住する身寄りがなく支援が必要な高齢者等もしくは将来支援が必要となることが見込まれる高齢者等に対して、将来の生活に対する不安や希望を聞き取り、あらかじめ支援契約をすることで、将来起こりうる生活上の支障に備え、見守りサービス、入院・入所等支援サービス、権利擁護・介護・生活支援サービス、死後事務等サービスを一体的に実施します。
令和 8 年度目標	より利用価値の高い事業とするために、事業の効果測定、見直しを行います。
令和 8 年度推進方法	事業契約者に対する保証機能の効果測定と利用対象者やサービス内容の見直しをします。

## 【第4次東海村社会福祉協議会発展・強化計画 実施計画】

### I 住民の理解と協力に基づく透明性の高い組織運営と長期的視点にたった人材の育成

- (1) 理事会・評議員会や各種委員会へ住民の参画を得て、福祉ニーズを吸い上げながら住民主体での地域福祉活動を推進します。

#### 事業 No.27 理事会・評議員会の運営

事業概要	理事会は村社協の事業方針や事業計画などの重要事項について、検討・協議を行う執行機関であり、評議員会は理事会にて検討・協議された村社協の事業方針や事業計画の決定、役員などの選任・解任等の重要な事項について議決を行う機関です。いずれも村内社会福祉施設の代表者や住民代表で構成され、地域の意見を社協活動に反映することを最重視しています。
令和8年度目標	企画経営会議と理事会・評議員会の連動性を高め、事業等の効果測定を確実に行います。
令和8年度推進方法	企画経営会議の議案を理事会等へ報告し、必要に応じて新規事業へ理事の参画を得ます。

#### 事業 No.28 東海村地域福祉活動計画の策定・推進

事業概要	第5次地域福祉活動計画は、村社協の運営理念を実現するため、地域の課題や目標、具体的な推進方法等を住民と共にまとめた地域福祉の道しるべとなる行動計画です。包括的な支援体制の整備を考慮し、地域福祉として取り組む方向性を整理しています。住民や専門職、関係機関で構成する計画推進委員会を組織し、現計画の進捗確認や地域課題の共有を図りながら次計画の策定を行います。
令和8年度目標	現計画の現状や新たなニーズを踏まえ、次計画の策定方針やスケジュールを調整します。
令和8年度推進方法	5年間の効果測定を行うと共に、潜在化しているニーズを調査し次計画に反映します。

**(2) 福祉の専門性と広い視野を持った人材を育成するとともに、地域生活課題に対応でき、新たな社会資源の開発に挑戦する人づくり、組織づくりを行います。**

事業 No.29 職員人材育成事業

事業概要	「人材育成基本方針」に基づき、職員研修や人事評価制度等を実施しています。職員研修では、年度当初に組織と職員個人のニーズをふまえた職員研修計画を策定し、OJT（職場内研修）・OFF-JT（職場外研修）・SDS（自己啓発支援制度）を一体的に推進しています。人事評価制度では、年3回の面談（年度目標設定・中間フォロー・年度評価）を通じ、職員の能力を引き出すとともに、上司・部下のコミュニケーションの活性化を図っています。
令和8年度目標	改定した「職員研修規程」の研修体系に基づき、職員の成長を促進します。
令和8年度推進方法	OFF-JTをより充実させ、階層別研修では在職年数や職位・特性に応じた研修を行います。

**(3) あらゆる広報媒体を活用した情報発信により、全世代の住民へ広く情報を届け、福祉意識の醸成を図るとともに福祉活動への参画を得ていきます。**

事業 No.30 広報啓発推進事業

事業概要	地域住民の方に村社協事業及び地域福祉活動への理解と参加を促すため、広報紙やホームページを通じて広報活動をしています。村社協職員による広報委員会で、広報紙である「社協だよりとうかい」を年4回発行し、また、東海村社会福祉協議会のホームページに加え、facebook, Twitter, Instagram, youtube, 2つの公式LINEを管理しています。
令和8年度目標	広報啓発や情報発信の在り方について検討し、広報戦略を計画します。
令和8年度推進方法	広報委員会と連携し、広報の費用対効果を検討し、広報ツールの整理を行います。

事業 No.31 社協会員制度

事業概要	村社協活動の趣旨に賛同いただける個人・団体から会費を募り、地域福祉を推進するためのさまざまな事業や経費に充てることで、住民とともに社協を運営する制度です。個人を対象者とした「普通会员」「特別会員」と、団体を対象とした「法人会員」に分類しています。
令和8年度目標	福祉教育との協働や未加入世帯へのアプローチ方法を試行し、賛同者を拡充します。
令和8年度推進方法	各団体や機関との事業連携を進める中で、新規賛同が得られるよう協力を呼びかけます。

**(4) 安定した財源の確保と管理を行い、財政基盤の強化を図るとともに、透明性の高い運用を行います。**

事業 No.32 善意銀行運営事業

事業概要	住民の善意により寄せられる物品と金銭の寄付を受け付ける事業です。いただいた寄付金は、子どもの貧困の連鎖の防止等に役立てる「とうかい明日への架け橋基金」、地域福祉の向上のために役立てる「福祉推進基金」、村社協の運営に活用する「とうかい未来積立金」に振り分けて活用します。物品は、村社協事業や村内福祉施設で活用を図るほか、一部資金化して活用する場合があります。
令和 8 年度目標	寄付を原資とした助成金の見直しを図り、地域生活課題の解決に向けた取組みを図ります。
令和 8 年度推進方法	福祉団体に限定せずまちづくりの視点も含めて、新たな団体へアプローチします。

事業 No.33 法人財源運用管理

事業概要	村社協の財源は、自主財源として会費・寄付金・共同募金配分金・介護保険収入などがあり、収入・公的財源としては補助金・受託金を主な財源としています。 自主財源の寄付金は、各基金に積立て、必要に応じて取崩し地域福祉活動や地域生活課題の解決のための取組みに使用しています。また、公的財源としての多くは村からの補助金・委託金であり、村との連携も必須です。
令和 8 年度目標	財源確保の仕組みを着実に定着させ、新たな収入源の拡充を進め、経営基盤を強化します。
令和 8 年度推進方法	事業の収支分析を行い、経営面と公益的役割を踏まえた財源構造の見直しを進めます。

## II 社協の強みとネットワークを生かした住民とともに築く福祉拠点の充実

(1) 社協らしさを発揮した総合福祉センターの管理を行うとともに、地域活動やボランティア活動が「つながり」「広がる」福祉拠点としての環境整備や機能の拡充を図ります。

事業 No.34 総合福祉センター管理運営事業

事業概要	東海村から総合福祉センター（以下「福祉センター」）の指定管理を受けており、利用者が安全に施設を利用できるよう適切な施設管理を行います。また、アフターコロナを見据えた福祉センターの施設運営の確立を目指すとともに、福祉拠点として住民が安全・安心を感じられる場所、ボランティアや団体等の活動を通してネットワークが広がる場所になるよう、住民・利用者の意見やニーズを把握しながら、環境整備や機能の拡充を進めます。
令和8年度目標	次年度実施に向けて東海村役場と予算や環境整備のスケジュールの見通しを立てます。
令和8年度推進方法	東海村役場と福祉拠点拡充に必要な備品や設備等について予算の方向性を確認します。

(2) 助け合い活動やボランティアを生かした災害ボランティアセンターの運営や住民の安全が確保できる福祉避難所の運営を支援するため、設置・運営訓練の実施や施設の環境整備を進めていきます。

事業 No.35 災害時対応体制整備事業

事業概要	本会は、地震や台風・水害などの災害が発生した際の対応として、災害ボランティアのコーディネートを行う「災害ボランティアセンター（以下「災害ボラセン」）」の機能と、福祉センターとして東海村が設置する乳幼児や妊産婦、障がい児・者、基礎疾患がある方など、福祉的な配慮を要する方の「福祉避難所」の運営補助機能があります。災害時に迅速に対応できるよう社協内部及び避難所設置の主管である東海村と情報共有し体制を随時整備します。
令和8年度目標	前年度の計画を基に災害ボラセン・福祉避難所の合同訓練を実施します。
令和8年度推進方法	企画案を基にボランティア団体や行政等関係機関と調整し合同訓練を実施します。